

各施設・事業所管理者 殿

東京都福祉保健局
障害者施策推進部長 中川 一典
(公印省略)

緊急事態宣言を踏まえた障害福祉サービス等事業所・施設の対応について

日頃から、東京都の障害者福祉施策に御理解と御協力をいただき有難うございます。

この度、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が東京都他 3 府県に対して発せられました。これを受けて、都内の障害福祉サービス等事業所・施設におかれましては、下記のとおり御対応くださいますよう、引き続きお願いいたします。

記

1 サービスの継続について

障害福祉サービスは、利用者の方々やその家族の生活を維持する上で欠かせないものであり、適切な感染防止対策を徹底した上で、利用者や御家族等の状況を踏まえ、必要なサービスを継続的に提供されるようお願いいたします。

2 サービスの継続に係る支援について

(1) サービスの継続に要するかかり増し経費等の支援

感染症対策を徹底した上でサービスを継続的に提供するため必要となる費用については、令和 3 年 4 月分以降の障害福祉サービス等報酬において基本報酬に上乗せされています。

また、感染者が発生した事業所等がサービスを継続して提供するための支援として「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業」を令和 3 年度も実施する予定です。

(2) 業務継続計画の策定について

令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定において、全ての障害福祉サービス事業所等に対して、一定の経過措置期間を設け、感染症発生時の業務継続計画の策定が義務付けられました。

国が作成した業務継続ガイドライン、ひな型等を活用しながら、感染者が発生した場合のサービスの継続に向けた取組を進めていただきますようお願いいたします。

3 御留意いただく事項

感染拡大防止の観点から自主的な休業や、サービスの縮小を行う場合は、以下の点に留意してください。

なお、現に休業している事業所においては、感染防止対策の徹底や柔軟なサービス提供などの対応により、サービスの再開についても検討してください。

(1) 利用者への丁寧な説明

休業等する事業者は、区市町村や相談支援事業所等と連携し、利用者に対して休業の事実や代替サービスの確保等について丁寧な説明をしてください。

(2) 代替サービスの確保

利用者に対して必要な支援が提供されるよう、区市町村、相談支援事業所と連携し、休業等している事業所からの訪問支援や他事業所による支援など、適切な代替サービスを提供するようお願いします。

なお、感染拡大防止を理由として、やむを得ず自主的に臨時休業する場合は、東京都担当まで御一報をお願いいたします。

4 参考

- (1) 「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」（令和2年10月15日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000685933.pdf>
- (2) 障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル及び障害福祉サービス事業所等における業務継続ガイドラインについて
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html
- (3) その他の新型コロナウイルス感染症に関する通知等
<http://www.shougai Fukushi.metro.tokyo.jp/Lib/LibDspList.php?catid=067-143>

(問い合わせ先)

【障害者支援施設・生活介護・自立訓練】

施設サービス支援課 障害者支援施設担当 電話 03-5320-4156 FAX 03-5388-1407

【就労移行支援・就労継続支援A型、B型・就労定着支援】

地域生活支援課 就労支援担当 電話 03-5320-4158 FAX 03-5388-1408

【共同生活援助（GH）・短期入所】

地域生活支援課 居住支援担当 電話 03-5320-4151 FAX 03-5388-1408

【居宅介護・行動援護・重度訪問介護・同行援護・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援】

地域生活支援課 在宅支援担当 電話 03-5320-4325 FAX 03-5388-1408

【重症心身障害児（者）通所事業】

施設サービス支援課 療育担当 電話 03-5320-4376 FAX 03-5388-1407

【都立施設・都立民間移譲施設】

施設サービス支援課 福祉施設運営担当 電話 03-5320-4159 FAX 03-5388-1407